

## 2-1. 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る基準(UN-R152 関係)

- 適用範囲
  - 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車\*
  - ※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。
- 改正概要
  - 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS: Advanced Emergency Braking System)について、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則(UN-R152)」の改訂案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において成立しました。
  - 今後、更なる安全対策を推進するため、対車両(静止車両、走行車両)及び対歩行者衝突被害軽減ブレーキに係る技術的要件に加え、今般成立した改定案である対自転車衝突被害軽減ブレーキに係る技術的要件に適合しなければならないこととします。(要件の詳細は別紙参照)



自転車に対する作動(イメージ)

- 改正時期(予定)  
令和3年9月下旬
- 適用時期(予定)
  - 新型車: 令和6年7月
  - 継続生産車: 令和8年7月(ただし、軽貨物等については、令和9年9月)

# 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準(UN-R152)の概要

## 基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討を開始。日本は、当該基準を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、対車両及び対歩行者の性能要件を規定した協定期則第152号が成立し、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。
- この度、更なる安全対策を推進するため、対自転車の性能要件を追加する改正案が、2021年3月にWP.29で成立。

## 主な要件

※赤字は、今回の改正案により追加される部分

- 静止車両、走行車両、横断歩行者、**横断自転車**に対して試験を行い、所定の制動要件※を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の開始前(対車両の場合、緊急制動開始0.8秒前)までに警報すること。

## 適用時期

- 今回の改正案により追加される要件に係る適用時期(予定)

	国産車	輸入車
新型車	2024年7月	2024年7月
継続生産車※	2026年7月	2026年7月

※ 軽トラック等は2027年9月

### 【主な試験方法】(赤字は、今回の改正案により追加される部分)

#### ① 静止車両に対する試験



#### ② 走行車両に対する試験



#### ③ 歩行者に対する試験



#### ④ 自転車に対する試験

